

質 問 回 答

2021年9月2日

「ネパール国森林保全を通じた気候変動適応策プロジェクト詳細計画策定調査(評価分析)(一般競争入札(総合評価落札方式))」(公示日:2021年8月18日/調達管理番号:21a00489)について、以下のとおり回答します。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	p.2 第1章 入札の手続き 3. 競争に付する事項 (4)契約期間(予定)	履行開始予定は2021年8月11日付の調達予定案件情報に記載されていた2021年10月26日と理解して良いですか。	予定日としては2021年10月26日を想定いただければと存じます。ただし、契約書の内容確認等により前後する可能性はございます。
2	p.3 第1章 入札の手続き 5. 競争参加資格 (3)利益相反の排除	調査補助員としてローカルリソースを活用した場合、当該人材や所属会社に後継の技術協力事業本体への参加制限が生じますか。	調査補助員については、調査の補助でありTORの作成自体には関与しないと想定されるため、本体事業への参加は制限しません。
3	p.14 第2章 特記仕様書 第4条 調査実施の留意事項 (1)本事業の概要 4)プロジェクト目標等	成果1にある「地域コミュニティ」に該当する具体的な組織は何でしょうか。	要請書には「local community」と記載があり、村落や地域の共同体といった組織が該当するものと考えております。
4	p.14 第2章 特記仕様書 第4条 調査実施の留意事項 (1)本事業の概要 4)プロジェクト目標等	成果2の「分野別セクターのガイドライン」の意味を正しく理解するために、該当する要請書に記載の情報(英文)を提示頂けませんか。	要請書には「Guidelines for thematic sectors in Nepal」の記載がありますが、具体的なガイドライン名の記載はありません。
5	p.14 第2章 特記仕様書 第4条 調査実施の留意事項 (4)業務履行の確認プロセス	②のPDM一次案、PO一次案は第5条(2)のPDM案、PO案と理解して良いですか。 また、④のPDM(案)、PO(案)は第5条(12)のPDM案PO案と理解して良いですか。	その理解で間違いございません。
6	p.14 第2章 特記仕様書 第4条 調査実施の留意事項 (4)業務履行の確認プロセス	③の本事業の関係者へのインタビューは、第5条(11)のWeb会議等を通じた情報収集と理解して良いですか。	その理解で間違いございません。

通番号	当該頁項目	質問	回答
7	p.16 第2章 特記仕様書 第5条 調査の内容 (2)	「調査方針に基づき、本事業の関係者(カウンターパート機関)の関係部局、その他ネパール国側関係機関、他ドナー等)に対する質問票」の文章中で左右の括弧が対応していませんが、どう理解すれば良いですか。	「調査方針に基づき、本事業の関係者(カウンターパート機関)の関係部局、その他ネパール国側関係機関、他ドナー等)に対する質問票」と理解ください。
8	p.16 第2章 特記仕様書 第5条 調査の内容 (2)及び(8)	(2)の質問票と(8)の質問票の違いは何ですか。	(2)は最初に対応方針に基づいた質問票を全体で作成し、(8)は議論を進める段階で必要に応じて追加質問を作成するイメージを考えておりましたが、必要に応じて質問票を作成すると理解いただけますでしょうか。
9	p.16 第2章 特記仕様書 第5条 調査の内容 (4)及び(11)	(4)と(11)の①及び②の違いは何でしょうか。	インターネットや文献等からの収集と会議を通じて収集することの違いで、収集する内容は同じと理解いただければと思います。
10	p.16 第2章 特記仕様書 第5条 調査の内容 (5)及び(11)	(11)の⑤は(5)の一部ではないのでしょうか。	ご指摘のとおりと理解いただいて間違いありません。なお、質問9、質問11にも共通しますが、第5条(11)はWEB会議を通じて収集する情報・資料を①から⑥にとりまとめて記載したものです。
11	p.16 第2章 特記仕様書 第5条 調査の内容 (7)及び(11)	(7)と(11)の⑥の違いは何でしょうか。	インターネットや文献等からの収集と会議を通じて収集することの違いで、収集する内容は同じと理解いただければと思います。
12	p.18 第2章 特記仕様書 第6条 報告書等 別紙	「プロジェクトの計画概要」は評価分析団員が行うとされているが、プロジェクトの計画自体(中でも成果と活動及び投入計画)は他の団員が主に実施されると理解して良いですか。	プロジェクトの計画自体(成果、活動、投入計画)は、他団員のコメントを踏まえて、JICA 職員の団員が作成することになります。なお、PDM や評価に係る関係性などについて、評価分析団員のコメントを聞きながら、関係性を組み立てていきたいと考えております。

通番号	当該頁項目	質問	回答
13	p.20 第3章 技術提案書作成要領 1. 技術提案書の構成	「評価対象業務従事者の経歴」の頁数目安が5頁以下と指定されていますが、様式4-5(その2)が複数頁になって合計が5頁を超えた場合、減点の対象になりますか。	頁数について目安となりますので、少数頁の超過であれば、減点対象とはなりません。
14	p.21 第3章 技術提案書作成要領 2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項 (7)配布資料／公開資料等 1)配布資料	当該案件の「要請書」については配布資料に含まれておりませんが、共有頂くことは可能でしょうか。	要請書が必要であれば以下に連絡いただけますでしょうか。①本件の対応のみに使用すること、②本件の対応終了後にはファイルを破棄すること、の2つを条件に、個別に送付します。 地球環境部森林・自然環境グループ gegdn@jica.go.jp
15	p.27 第4章 経費積算に係る留意事項 3. 定額で計上する経費表	翻訳経費(ネパール語→日本語)の定額計上指定されているが、翻訳者・会社の指定または推薦は有りますか。	特にございません。
16	p.27 第4章 経費積算に係る留意事項 3. 定額で計上する経費表	左記表内の記載では、翻訳経費を国内関連費として指定がございしますが、現地(在ネパール)の人材に翻訳などの業務依頼を想定する場合には、定額計上を「現地関連費」として計上可能でしょうか。	見積書においては国内関連費に定額分を計上願います。契約後においては、現地人材を活用しての翻訳も可といたします。その際には定額範囲内において費目間流用で対応させていただきます。
17	p.29 第5章 契約管理及び契約金額の確定(精算)に係る留意事項 2. 留意事項 (3)費目間流用	定額計上した翻訳関連費(現地備上含む)について、本邦・現地のいずれかまたは両方で支出した場合、費目間の流用(国内関連費と現地関連費等)は可能と理解してよろしいでしょうか。	可能となります。

以上